6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (370単位)	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100	×70/100	+3/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位(3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位(月2回を限度)	1回につき +20単位(6月に1回を限度)	1回につき +5単位(6月に1回を限度)	1回につき +150単位(月2回を限度)	1回につき +160単位(月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 (423単位)																														
		要介護3 (479単位)																														
		要介護4 (533単位)																														
		要介護5 (588単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (388単位)					×70/100																									
		要介護2 (444単位)																														
		要介護3 (502単位)																														
		要介護4 (560単位)																														
		要介護5 (617単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (570単位)																														
		要介護2 (673単位)																														
		要介護3 (777単位)																														
		要介護4 (880単位)																														
		要介護5 (984単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (584単位)																														
		要介護2 (689単位)																														
		要介護3 (796単位)																														
		要介護4 (901単位)																														
		要介護5 (1,008単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (658単位)																														
		要介護2 (777単位)																														
		要介護3 (900単位)																														
		要介護4 (1,023単位)																														
		要介護5 (1,148単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (669単位)																														
		要介護2 (791単位)																														
		要介護3 (915単位)																														
		要介護4 (1,041単位)																														
		要介護5 (1,168単位)																														
ロ 大規模型通所介護費(ア)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (358単位)																														
		要介護2 (409単位)																														
		要介護3 (462単位)																														
		要介護4 (513単位)																														
		要介護5 (568単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (376単位)					×70/100																									
		要介護2 (430単位)																														
		要介護3 (486単位)																														
		要介護4 (541単位)																														
		要介護5 (597単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (544単位)																														
		要介護2 (643単位)																														
		要介護3 (743単位)																														
		要介護4 (840単位)																														
		要介護5 (940単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (564単位)																														
		要介護2 (667単位)																														
		要介護3 (770単位)																														
		要介護4 (871単位)																														
		要介護5 (974単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (629単位)																														
		要介護2 (744単位)																														
		要介護3 (861単位)																														
		要介護4 (980単位)																														
		要介護5 (1,097単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (647単位)																														
		要介護2 (765単位)																														
		要介護3 (885単位)																														
		要介護4 (1,007単位)																														
		要介護5 (1,127単位)																														
ハ 大規模型通所介護費(イ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (345単位)																														
		要介護2 (395単位)																														
		要介護3 (446単位)																														
		要介護4 (495単位)																														
		要介護5 (549単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (362単位)					×70/100																									
		要介護2 (414単位)																														
		要介護3 (468単位)																														
		要介護4 (521単位)																														
		要介護5 (575単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (525単位)																														
		要介護2 (620単位)																														
		要介護3 (715単位)																														
		要介護4 (812単位)																														
		要介護5 (907単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (543単位)																														
		要介護2 (641単位)																														
		要介護3 (740単位)																														
		要介護4 (839単位)																														
		要介護5 (939単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (607単位)																														
		要介護2 (716単位)																														
		要介護3 (830単位)																														
		要介護4 (946単位)																														
		要介護5 (1,059単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (623単位)																														
		要介護2 (737単位)																														
		要介護3 (852単位)																														
		要介護4 (970単位)																														
		要介護5 (1,086単位)																														

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき 6単位を加算)

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×92/1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×90/1000)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×80/1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×64/1000)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位×81/1000)
		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位×76/1000)
		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位×79/1000)
		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位×74/1000)
		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位×65/1000)
		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位×63/1000)
		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位×58/1000)
		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位×59/1000)
		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位×54/1000)
		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位×45/1000)
		(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位×53/1000)
		(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位×43/1000)
		(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位×44/1000)
		(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位×33/1000)

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。